

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 11 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 83 号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和 25 年岩手県規則第 86 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(登録事項)</p> <p>第 5 条 名簿には、次の事項を登録する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>本籍地（日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍名）、氏名、生年月日及び性別</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 法第10条第 1 項の規定により戒告又は業務停止の処分を受けた者であるときは、その処分及び処分年月日</p> <p><u>(実務の経験の内容)</u></p> <p>第12条 法第15条第 1 号、第 2 号及び第 4 号にいう建築に関する実務の経験には、単なる写図若しくは労務者としての経験又は単なる庶務、会計その他これらに類する事務に関する経験を含まないものとする。</p> <p>(受験申込書)</p> <p>第16条 二級建築士試験又は木造建築士試験（法第15条の17第 1 項の規定に基づき知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）が二級建築士試験事務又は木造建築士試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、別に定める受験申込書に次の書類を添え、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法第15条第 1 号又は第 2 号に該当する者にあつては当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する書類、同条第 3 号に該当することを理由として同条の適用を受けようとする者にあつては同条第 1 号又は第 2 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを認定するのに必要な資料となるべき書類</p> <p>(2) <u>実務の試験を記載した書類</u></p>	<p>(登録事項)</p> <p>第 5 条 名簿には、次の事項を登録する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 氏名、生年月日及び性別</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 法第10条第 1 項の規定により戒告、業務停止又は免許の取消しの処分を受けた者であるときは、その処分及び処分年月日</p> <p>(5) <u>法第22条の 2 に定める講習を受けた年月日及び当該講習の修了証の番号</u></p> <p>(6) <u>法第24条第 2 項に規定する講習の課程を修了した者にあつては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号</u></p> <p>第12条 削除</p> <p>(受験申込書)</p> <p>第16条 二級建築士試験又は木造建築士試験（法第15条の 6 第 1 項の規定に基づき知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）が二級建築士試験事務又は木造建築士試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、別に定める受験申込書に次の書類を添え、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法第15条第 1 号又は第 2 号に該当する者にあつては当該各号に掲げる学校において、<u>国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したことを証する証明書（その証明書を得不れた正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）</u>、同条第 3 号に該当することを理由として同条の適用を受けようとする者にあつては同条第 1 号又は第 2 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを認定するのに必要な資料となるべき書類</p> <p>(2) <u>建築実務（法第14条第 1 号に規定する建築実務をいう。</u></p>

(3) 申請前6月以内に脱帽し正面から上半身を写した写真で、縦5.5センチメートル、横4センチメートルのもの

2 [略]

(指定の申請)

第18条の2 法第15条の17第2項に規定する指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)～(9) [略]

(10) 法第15条の17第5項において準用する法第15条の6第1項に規定する試験委員の選任に関する事項を記載した書類

(11) 役員が法第15条の17第5項において準用する法第15条の3第2項第4号イ又はロに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

(12) [略]

(名称等の変更の届出)

第18条の3 指定試験機関は、法第15条の17第5項において準用する法第15条の4第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(役員を選任及び解任の認可の申請)

第18条の4 指定試験機関は、法第15条の17第5項において準用する法第15条の5第1項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び役員が法第15条の17第5項において準用する法第15条の3第2項第4号イ又はロに掲げる者に該当しないことを誓約する書面を添えなければならない。

(試験委員の選任及び解任の届出)

第18条の5 指定試験機関は、法第15条の17第5項において準用する法第15条の6第3項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しな

以下同じ。)の経験を記載した書類及び当該建築実務の経験を証する書類

(3) 申請前6月以内に脱帽し正面から上半身を写した写真で、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの

2 [略]

(指定の申請)

第18条の2 法第15条の6第2項に規定する指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)～(9) [略]

(10) 法第15条の6第3項において準用する法第15条の3第1項に規定する試験委員の選任に関する事項を記載した書類

(11) 役員が法第15条の6第3項において準用する法第10条の5第2項第4号イ又はロに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

(12) [略]

(名称等の変更の届出)

第18条の3 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(役員を選任及び解任の認可の申請)

第18条の4 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の7第1項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び役員が法第15条の6第3項において準用する法第10条の5第2項第4号イ又はロに掲げる者に該当しないことを誓約する書面を添えなければならない。

(試験委員の選任及び解任の届出)

第18条の5 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第15条の3第3項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しな

なければならない。

(1)～(3) [略]

(試験事務規程の認可の申請)

第18条の6 指定試験機関は、法第15条の17第5項において準用する法第15条の8第1項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る試験事務規程を添えて、知事に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第15条の17第5項において準用する法第15条の8第1項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(事業計画等の認可の申請)

第18条の7 指定試験機関は、法第15条の17第5項において準用する法第15条の9第1項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第15条の17第5項において準用する法第15条の9第1項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第18条の8 [略]

2 [略]

(二級建築士等試験事務の休廃止の許可)

第18条の9 指定試験機関は、法第15条の17第5項において準用する法第15条の13第1項の規定により許可を受けようとする

なければならない。

(1)～(3) [略]

(試験事務規程の認可の申請)

第18条の6 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の9第1項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る試験事務規程を添えて、知事に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の9第1項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(事業計画等の認可の申請)

第18条の7 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の10第1項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の10第1項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第18条の8 [略]

2 [略]

3 報告書等(第1項の報告書及び前項の合格者一覧表をいう。

以下この項において同じ。)の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

(1) 指定試験機関の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

(二級建築士等試験事務の休廃止の許可)

第18条の9 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の15第1項の規定により許可を受けようとする

るときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

様式第2号(第4条関係)

二級(木造)建築士免許証 本籍地 [略]

[略]

様式第3号(第6条関係)

[略]

1 変更事項

項目	登録事項	変更事項	変更年月日
ふりがな 氏名	[略]		
本籍地			・ ・

2 変更理由

[略]

様式第4号(第7条関係)

[略]

ふりがな 氏名	生年月日	年月日	性別 男・女
本籍地			
登録番号	[略]	登録年月日	[略]
[略]			

[略]

様式第5号(第8条関係)

[略]

ふりがな 氏名	生年月日	年月日	性別 男・女
本籍地			
登録番号	[略]	登録年月日	[略]
[略]			

[略]

様式第6号(第8条関係)

[略]

[略]	
登録事項	ふりがな 氏名
	本籍地
項	生年月日
	[略]

るときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

様式第2号(第4条関係)

二級(木造)建築士免許証 [略]

[略]

様式第3号(第6条関係)

[略]

1 変更事項

項目	登録事項	変更事項	変更年月日
ふりがな 氏名	[略]		

2 変更理由

[略]

様式第4号(第7条関係)

[略]

ふりがな 氏名	生年月日	年月日	性別 男・女
登録番号	[略]	登録年月日	[略]
[略]			

[略]

様式第5号(第8条関係)

[略]

ふりがな 氏名	生年月日	年月日	性別 男・女
登録番号	[略]	登録年月日	[略]
[略]			

[略]

様式第6号(第8条関係)

[略]

[略]	
登録事項	ふりがな 氏名
項	生年月日
	[略]

[略]	
[略]	
[略]	
様式第7号（第8条関係）	
[略]	
登録事項	
ふりがな 氏名	
本籍地	
生年月日	[略]
[略]	
[略]	
[略]	

[略]	
[略]	
[略]	
様式第7号（第8条関係）	
[略]	
登録事項	
ふりがな 氏名	
生年月日	[略]
[略]	
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の建築士法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。